

ベーカー・ヒューズ・GEカンパニー 日本向け製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する一般取引条件 - DS

注意:

1. 売主が買主に対して本製品、本部品または本サービスを販売またはライセンスする場合、本取引条件が適用されます。買主が追加的な条件または異なる条件を提案した場合でも、売主の権限を有する代表者が書面により明示的に承諾しない限り、それらは明示的に拒否され、売主に対して拘束力を有することはありません。本製品、本部品または本サービスの注文は、本取引条件の承諾を構成します。
2. 本取引条件は、日本で登記された法人を売主とする取引に適用されます。

1. **定義** 下記の用語は、単数および複数の両方に適用され、次のとおり定義する。

「**関連会社**」とは、直接または間接的に、いずれかの当事者を支配するか、これに支配されるか、これと共通の支配下にある者（個人、法人、組合、有限責任会社、社団またはトラストを含むが、これらに限定されない。）をいう。この定義において、「支配する」（相関する「支配される」および「共通の支配下にある」を含む。）とは、(a) 対象者の50%以上の議決権株式を直接もしくは間接的に所有すること、または(b) 対象者の取締役会のうち過半数を選任する権利を有することを意味する。

「**適用法令**」とは、本製品、本部品または本サービスの販売または提供に適用される法令、制定法、命令、審決、規則、差止命令、許可、認可、同意、承認、合意、規制、解釈、条約、判決または管轄の政府当局による法的措置もしくは行政措置をいう。

「**買主**」とは、売主から本製品、本部品または本サービスを購入するか、本ソフトウェアのライセンスを受ける者（ならびにその承継人および認められた譲受人）をいう。

「**買主負担税**」とは、売主負担税を除き、本契約の締結または本取引条件に基づく作業の履行もしくは代金支払いに関していずれかの国の政府当局が現在および将来において課するか、賦課するすべての税金、関税、手数料その他あらゆる性質の賦課金（従価税、消費税、物品税、フランチャイズ税、総売上税、輸入税、輸出税、免許税、財産税、売上税、使用税、印紙税、倉庫税、譲渡税、取引高税、付加価値税その他同様な税およびこれらに対する追徴税、罰金、加算税、利息または査定額の一切の項目を含むがこれらに限られない。）をいう。

「**派生的損害**」とは、直接間接を問わず、本契約締結の時点または履行開始の時点で予見可能であったか否かにかかわらず、かつ本取引条件に定める制限的な救済の本質的な目的が達成されない場合にもかかわらず、事業、利益、収入、生産もしくは機会の損失、遅延もしくは中断、製品、使用機会もしくは機器の喪失、待機時間、リグ、船舶その他の設備もしくは機器のダウンタイム、資金を調達するための費用、代替の物品、機器、ソフトウェア、設備、サービスもしくは動力を調達するための費用、間接費、データの紛失、のれんの喪失、一切の特別損害、懲罰的損害、付随的損害もしくは派生的損害もしくは損失、または上記損失、費用もしくは損害に関する当事者の顧客からの請求をいう。

「**本契約**」とは、両当事者が締結した契約または買主が署名した発注書を売主が書面にて明示的に承諾したもののいずれかをいい、本取引条件のほか、言及によりその一部を構成する他の文書、売主の提案書および本製品、本部品もしくは本サービスの販売または本ソフトウェアのライセンスに関する合意済みの作業範囲が含まれる。

「**契約代金**」とは、本契約に定める本製品、本部品もしくは本サービスの購入または本ソフトウェアのライセンスについて、買主が売主に対して支払う総額（買主が本ソフトウェアのライセンスに関して売主に支払う金額を含むが、これに限定されない。）をいい、合意がある場合はその調整額を含む。

「**引渡し**」とは、第2.1条に従い、本製品または本部品が引き渡されたときをいう。「**引き渡す**」もこれに従って解釈される。

「**二次的著作物**」とは、(a) 単数もしくは複数の既存の著作物に基づく著作物（修正版、拡張版、改変版、翻訳版、簡略版、凝縮版、拡大版、延長版その他その既存著作物が公表、改変、変形または翻案された形式を含むが、これらに限定されない。）で、その既存著作物の著作権者の承諾なく作成された場合に著作権違反となるもの、または(b) その既存著作物を含む編集著作物をいう。本ソ

フトウエア、ドキュメンテーションおよび第三者ソフトウェア（下記に定義）に関しては、二次的著作物には、(i) 本ソフトウェア、(ii) ドキュメンテーション、(iii) 第三者ソフトウェアおよび(iv) 二次的著作物のあらゆる改訂版、バグ修正版およびアップデート版も含まれる。

「**指定ハードウエア**」とは、別表1記載のコンピュータ機器または両当事者がその都度書面で指定する追加の機器をいう。

「**ドキュメンテーション**」とは、印刷版、オンライン版または電子版を問わず、売主により随時一般に提供されるか、更新される本ソフトウェアまたは第三者ソフトウェアの性能、動作、インストールおよび使用に関するすべての製品マニュアル、技術仕様書および取扱説明書（研修資料は除くものとする。）をいう。

「**エラー**」とは、本ソフトウェアがそのドキュメンテーションに実質的に従った作動をしない重大な障害で、本ソフトウェアの設計において意図された環境においてその障害が証明可能なものをいう。

「**グループ**」とは、いずれかの当事者につき、当該当事者（買主または売主のいずれか適宜）、その関連会社および本製品、本部品または本サービスが関連するプロジェクトの合併相手、共同出資者、共同賃借人、コンソーシアムメンバーその他の提携先をいい、買主のみに関しては、サイト所有者、エンドユーザーまたはサイト運営者を含み、上記すべての者についてプロジェクトに関わるそれぞれの請負業者および下請業者（下請負が数次にわたるときはそのすべてを含む。）ならびに上記すべての者の株主、役員、取締役、従業員、招待者、代理人およびコンサルタントが含まれる。「**買主グループ**」および「**売主グループ**」もこれに従って解釈される。売主グループには、買主グループの者は含まれず、買主グループには、売主グループの者は含まれない。

「**有害物質**」とは、適用法令により有害もしくは毒性、汚染物質または人の健康、安全もしくは環境への脅威もしくは脅威の可能性ありとして定義、分類または規制された化学薬品、物質、廃棄物または排出物をいう。これには、自然発生的な放射性物質、炭化水素、アスベスト、鉛、硫化水素またはポリ塩化炭化水素（ピフェニルおよびピフェノールを含む。）が含まれるが、これらに限定されない。

「**補償する**」とは、免責し、防御し、補償し、および損害を被らせないことをいう。

「**ライセンス期間**」とは、別表1または売主が書面で承諾した関連の発注書にて指定される特定のソフトウェアの本ライセンスの期間をいう。

「**監視ソフトウェア**」とは、現場の機器および関連システムの性能、健全性、障害、追跡またはアップタイムを遠隔からリアルタイムで監視および管理するために設計されたソフトウェアをいう。

「**オープンソース・ソフトウェア**」とは、「**フリーソフト**」もしくは「**オープンソースソフトウェア**」として、または同様なライセンスモデルもしくは配布モデルにより配布されるソフトウェアをいう。これには、**GNU 一般公衆ライセンス (GPL)** (**GNU Affero GPL** ライセンスを含む。)、**GNU 劣等一般公衆ライセンス (LGPL)**、**モジラ・パブリック・ライセンス (MPL)**、**BSD** ライセンス、**アーティストック・ライセンス**、**ネツスケープ・パブリック・ライセンス**、**サン・コミュニティソース・ライセンス (SCSL)**、**サン・インダストリースタンド・ライセンス (SISL)** および**アパッチ・ライセンス**が含まれるが、これらに限定されない。

「本部品」とは、本製品に関して必要とされる予備部品および修理部品であって、本契約にて売主が特定したものをいう。

「本製品」とは、本契約に基づき販売、リースまたはライセンスされる、すべての機器、材料、供給品、本ソフトウェア、第三者ソフトウェア、製品その他の物品（本部品を除く。）をいう。

「提案書」とは、本製品、本部品または本サービスを提供する売主の正式な提案をいい、書面で合意されたその修正を含む。

「原因または請求行為にかかわらず」とは、（適用法令が許容する限度で）原因を問わず、帰責事由、不履行、あらゆる形式もしくは程度の過失、厳格責任もしくは無過失責任、いずれかの者（補償対象者を含む。）による（法定のものであるかその他のものであるかを問わず）義務違反、船舶の不耐航性または施設もしくは船舶の欠陥のいずれによるかを問わないことをいい、上記すべてにつき、既存か否かを問わず、あらゆる種類の損害、責任または請求が契約、保証、補償、不法行為もしくは契約外の責任、厳格責任、準契約、法その他のいずれに起因するかを問わない。

「売主」とは、本契約または発注書に名称が記載され署名するゼネラル・エレクトリック法人をいい、その承継人および認められた譲受人を含む。

「売主負担税」とは、適用法令により本契約の締結または本取引条件に基づく作業の履行もしくは代金支払いに関連して売主に課せられるすべての法人所得税および売主の従業員に課せられる税金をいう。

「本サービス」とは、本契約に基づき売主が提供するすべてのサービスをいい、技術支援および指導、研修、修理ならびに遠隔診断を含むが、これらに限定されない。

「サイト」とは、本部品もしくは本製品が使用されもしくは使用が意図され、または本サービスが履行されもしくは履行が意図される施設をいい、売主グループの施設は含まないものとする。

「本ソフトウェア」とは、売主が本契約に基づきライセンスする売主専有のコンピュータソフトウェアおよびソフトウェアセキュリティデバイスをいう。疑義を避けるために付言すると、「本ソフトウェア」という用語には、売主が提供する売主専有の本ソフトウェアに実行コードの内蔵部品として組み込まれた第三者のソフトウェア（「組み込みソフトウェア」）も含まれる。ただし、その他の第三者ソフトウェアは除くものとする。

「第三者ソフトウェア」とは、本契約に基づき売主が買主に提供する場合のある、第三者が所有またはライセンスするコンピュータソフトウェアをいう。これにはオープンソース・ソフトウェアが含まれる場合がある（ただし、これに限定されない。）が、組み込みソフトウェアは除く。

「ワークステーション」とは、1名の操作者が作業を行うコンピュータ機器の構成をいう。

2. 引渡し、所有権および危険負担の移転、保管

2.1 本契約に別途記載がない限り、インコタームズ（2010年）に従い、(a) 売主の設立国からの輸出を伴わない出荷については、売主は、FCA（売主の施設、製造地または倉庫）条件で買主に対して本製品または本部品を引き渡し、(b) 欧州の関税領域内での出荷の場合、売主は、CPT（指定仕向地までの運送費込み）条件で引き渡し、(c) その他売主の設立国外へ輸出する出荷については、売主は買主に対し、海上輸送の場合は（輸出港を明記した）FOB 条件、航空輸送の場合は（輸出空港を明記した）FCA 条件または鉄道もしくは道路輸送の場合は CPT（当事者間で決めた指定仕向地までの運送費込み）条件で本製品または本部品を引き渡す。本ソフトウェア、ドキュメンテーションおよび第三者ソフトウェアについては、関連する発注書に別段の記載がない限り、(a) 買主がこれらを電子的にダウンロードできるようにし、(b) 売主が買主によるダウンロードを初めて可能にした時点で、売主は、これらを引き渡したとみなされる。引渡しの判断は、売主が買主に提供する場合のある本ソフトウェア、ドキュメンテーションまたは第三者ソフトウェアのアップグレード版、修正版または拡張版を提供した日付によってなされるものではない。発注書において、本ソフトウェア、ドキュメンテーションまたは第三者ソフトウェアを物理的な媒体により買主に引き渡すと定められている場合、FCA（売主

の施設）条件（インコタームズ 2010年）にて物理的な媒体の引渡しを行う。本製品または本部品のいずれの項目についても、「引渡日」は、それが本条に従って引き渡される日と定義される。部分引渡しおよび引渡し期日前の引渡しは、本契約に別段の定めがない限り、認められる。

2.2 本製品または本部品の所有権および危険負担は、第 2.1 条に定める引渡しの時点で移転する。ただし、(a) 米国から出荷される本製品または本部品の所有権および危険負担は、各物品が米国の領土、領海（両当事者は、1982年国連海洋法条約に基づき定められた基線から 12海里であることを認める。）または領空を出た直後に売主から買主に移転し、(b) 売主の設立国以外の国から直接、引渡しの仕向地に出荷（ドロップシップ）する本製品または本部品の所有権および危険負担は、各物品が出荷元の国の領土、領海または領空を出た直後に移転する。疑義を避けるために付言すると、これに相反する本取引条件のいかなる定めにもかわらず、(a) 売主またはそのグループの者は、買主グループにリースされる機器の所有権を保有し、(b) 売主もしくはそのグループの者または第三者のライセンサーは、売主グループが買主グループに提供する本ソフトウェア、ドキュメンテーションまたは第三者ソフトウェアの所有権を留保する。本製品に組み込まれるか、含まれるソフトウェアを含め、本ソフトウェア、ドキュメンテーションまたは第三者ソフトウェアの所有権が買主グループに譲渡されることは一切ない。本契約に基づき提供される本ソフトウェア、ドキュメンテーションおよび第三者ソフトウェアの一切は、下記第 3 条に従いライセンスされるものであり、販売されるものではない。

2.3 売主グループの責めに帰すべからざる事由により、合意された引渡し条件にて本製品または本部品を買主に出荷できない場合、売主は、その本製品または本部品を製造または修理を行った場所にて保管するか、保管施設または合意された運送業者に宛てて出荷することができる。買主は、売主グループに生じたすべての費用および料金（倉庫保管の準備および手配、輸送、保険、取扱い、検査、保全、撤去費用、利息および付加価値税その他適用法令により直接または間接的に課せられる税金を含む。）を負担する。売主が請求書を提出した場合、買主は、引渡しまたは出荷の時点で売主に本来支払うべき金額ならびに売主に生じたすべての費用および料金を支払うものとする。（支払保証は、輸送書類の代わりに倉庫保管の通知の呈示により支払いが認められる内容とする。）引渡しに合理的に可能であり、かつ、本項により支払われるべき金額がすべて支払われた場合、売主は、当初合意した引渡し地点への本製品または本部品の引渡しを再開する。本製品または本部品の所有権および危険負担は、第 2.2 条に従い移転する。売主グループの施設で修理した買主の機器を合意した条件で買主に出荷できない場合または買主が受領できない場合にも第 2.3 条が適用される。ただし、売主グループの施設で買主の機器を修理する場合は、買主が常に当該機器の所有権を有し、危険負担を負う。

3. ソフトウェアのライセンス許諾および所有権

3.1 ライセンス期間中に買主が専ら買主の社内業務目的において別表 1 記載の本ソフトウェアおよび関連のドキュメンテーション（売主が買主に提供する場合のあるアップグレード版、修正版または拡張版を含む。）ならびにそれに含まれる第三者ソフトウェアを使用するため、売主は買主に対し、本契約の条件に従い、譲渡不能、サブライセンス不可、非独占的かつ制限付きのライセンス（「本ライセンス」）を許諾する。売主は、本契約により、本取引条件に基づきライセンスされた本ソフトウェアまたは第三者ソフトウェアにつき、メンテナンスおよびサポートを提供する義務を負うものではない。サポートのサービスは、別途契約することにより適宜提供されるものとする。本ソフトウェアが過去のバージョンのアップグレード版に当たる場合、買主は、本契約に従ってのみ、かかるアップグレード版の本ソフトウェアを使用することができる。

3.2 買主は、本ソフトウェア、ドキュメンテーションおよび第三者ソフトウェアの引渡しの時点でこれらを受け入れたものとみなされる。

3.3 買主には、(a) 本ソフトウェア、ドキュメンテーションもしくは第三者ソフトウェアの修正もしくは二次的著作物の創作を行う権利、(b) 本ソフトウェア、ドキュメンテーションもしくは第三者

ソフトウェアをリース、レンタル、譲渡、配布、サブライセンス、タイムシェアもしくは第三者にアクセス付与する権利もしくは売主の書面による事前承諾を得ずに本取引条件に基づく権利を第三者に譲渡する権利、(c) 下記第 3.4 条にて言及する明示的なライセンスもしくは法の適用により次の権利が明示的に付与されていない限り（その場合は明示的に認められている範囲内に限る。）、本ソフトウェアもしくは第三者ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイルもしくはリバース・エンジニアリングを行う権利その他ソースコードの復元もしくは把握を試みる権利、(d) 本ソフトウェアもしくは第三者ソフトウェアを担保として差し入れる権利その他本ソフトウェアもしくは第三者ソフトウェアにリーエンもしくは担保権を設定する権利、(e) 料金の発生もしくは使用限度もしくは割当量の超過を回避することを意図した方法で本ソフトウェアまたは第三者ソフトウェアにアクセスするか、これらを使用する権利、または(f) 本ソフトウェア、ドキュメンテーションもしくは第三者ソフトウェアにおいて製品の識別情報、著作権、商標権その他の表示を除去、変更もしくは不明瞭にする権利は、付与されない。買主は、各国または各地域の法（欧州連合理事会の 1991 年 5 月 14 日理事会指令（その後の改正を含む。）など）の適用により本ソフトウェアのリバース・エンジニアリングを行う権利を有すると判断する場合、まず売主に対し、技術情報を要請することに同意する。買主は、「相互運用性」および互換性を確保する目的に限り、売主から提供された技術情報を使用し、当該技術情報を売主の秘密情報（下記に定義）として取り扱うものとする。本ソフトウェアのリバース・エンジニアリングまたは不正な修正を行った場合、売主による保証または補償の義務が無効となり、売主は、本取引条件または他の合意に基づきサポートを提供する義務が当然に免除される。

3.4 売主が買主に提供する本ソフトウェアの一部には、オープンソース・ソフトウェアその他の第三者ソフトウェアが含まれる場合がある。オープンソース・ソフトウェアおよび第三者ソフトウェアが買主に提供される場合は、別途ライセンス契約を締結し、買主の使用について定めることとする。買主は、本ソフトウェアまたはその修正版がオープンソース・ソフトウェアまたは第三者ソフトウェアに適用されるライセンス条件の適用を受けるか、適用を受けると解釈または主張されるような方法で、本ソフトウェア、オープンソース・ソフトウェアまたは第三者ソフトウェアを修正または結合させてはならない。本取引条件に基づき提供される第三者ソフトウェアはすべて、本ソフトウェアとバンドルで提供され、当該本ソフトウェアとともに使用する場合に限り使用が許諾される。本契約とオープンソース・ソフトウェアのライセンス条件との間に齟齬がある場合、その範囲内において、オープンソース・ソフトウェアのライセンス条件の対象となるソフトウェアについては、オープンソース・ソフトウェアのライセンス条件が優先される。

3.5 買主に許諾されるライセンスについて、具体的な種類、監視対象機器の物理的な場所および数は、下記のとおり別表 1 にて指定する。

- ・シート・ライセンスー 個別のワークステーションに対するライセンス
- ・サイト・ライセンスー 設置されているワークステーションの数にかかわらず、指定のサイトに対するライセンス
- ・エンタープライズ・ライセンスー サイトまたはワークステーションの数にかかわらず、買主グループの組織全体に対するライセンス
- ・プロセッサ・ライセンスー エンドユーザーの数にかかわらず、指定ハードウェアに含まれるプロセッサの数に対するライセンス

3.6 買主は、バックアップ用に限り、本ソフトウェア、ドキュメンテーションおよび第三者ソフトウェアのコピーを 1 部作成することができる。買主は、財産権および著作権の表示をすべて複製してバックアップ用のコピーに記載する。本契約において認められない限り、買主または第三者が本ソフトウェア、ドキュメンテ

ーションまたは第三者ソフトウェアのコピーを作成することはできない。ただし、買主が、オンライン上のドキュメンテーションを社内利用目的で印刷することは認められる。その場合、部数は、本取引条件に基づきライセンスを受けたユーザー数を超えてはならない。

3.7 ライセンス期間中および期間終了後 3 年間、売主は、合理的な通知を行うことにより、買主の通常の営業時間中に本ソフトウェアおよび第三者ソフトウェアの使用に関する独立監査の実施を求めることができる。買主は、その通知を受けた場合、売主の独立監査人に対し、サイトへのアクセスならびに本ソフトウェアおよび第三者ソフトウェアが搭載されている買主グループのコンピューターシステムの該当部分を調べる権利を認める。買主は、(a) ライセンス料の支払不足がある場合はその全額ならびに(b) その支払不足額が当該監査前に支払ったライセンス料の 5%を上回る場合は監査に係る費用および経費のすべてを速やかに支払うことに同意する。

3.8 買主が本ソフトウェア、ドキュメンテーションまたは第三者ソフトウェアのコピーの占有を売主の書面による同意なしに他の者に移転した場合、本ライセンスは当然に終了する。その他、本取引条件に基づく権利または義務のサブライセンス、譲渡または移転の試みは、一切無効とする。

3.9 買主は売主に対し、本ソフトウェアに関する提案、技術、ノウハウ、コメント、フィードバックその他の意見（総称して「フィードバック」）を随時、自主的に提供することができる。売主は、知的財産権、秘密保持その他による義務を負わず、それらの制約を受けず、自由にすべてのフィードバックを適切と判断する方法で使用、開示、複製、ライセンスその他配布および利用することができる。買主は、ライセンスの条件または制限の適用により、フィードバックが盛り込まれたが、フィードバックから派生した本ソフトウェア、ドキュメンテーション、サービスもしくは製品または売主の知的財産をライセンスの対象とするか、その他買主または第三者と共有することが求められるようなフィードバックは行わない。疑義を避けるために付言すると、本項により、買主の既存技術に関する知的財産権が売主に付与されるものではない。

4. 免責される遅延

4.1 (a) 天災、政府当局の作為もしくは不作為、火災、過酷な気象条件、地震、ストライキその他の労働争議、洪水、誘拐される深刻なリスク、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、武力紛争、テロ行為もしくはその脅威、疫病、内乱、暴動、輸送機関の大幅な遅延、車両の大幅な不足または必要な材料、部品もしくはサービスの入手不能、(b) 売主については、買主グループの作為もしくは不作為（売主グループが求められる活動を適時に行うために必要なアクセス、情報、工具、材料および承認が適時に売主グループに提供されないことを含み、通常見られる、かつ本契約に定める性質の作業で起きると一般に認識されているものと著しく異なる、未知だったサイトの異常な物理的状態を含むがこれに限定されない。）を含むがこれらに限られない、影響を受けた当事者の合理的な支配が及ばない事由により、直接または間接的に義務の履行が遅延し、または妨げられた場合、いずれの当事者も、その責任を負わず、義務の違反または不履行とはみなされない。本条に基づく遅延が生じた場合、影響を受けた当事者は、相手方当事者に速やかに通知する。引渡しまたは履行の期日は、当該遅延のために失われた時間に、当該遅延の影響の克服に要する合理的な時間を加えたものに相当する期間、延期される。買主グループの作為もしくは不作為または買主の他の請負業者による前提となる必須の作業により売主の遅延が生じた場合、売主は、代金について公正な調整を行うことができる。いかなる場合でも、買主の支払義務が本条により免責されることはない。

4.2 本第 4 条により免責された遅延が 90 日を超えて継続し、両当事者が作業再開のための条件修正（公正な価格調整を含む。）に合意していない場合、いずれの当事者（買主グループに起因する遅延の場合は除き、その場合は売主のみ）も、30 日前に書面で通知することにより、作業の未履行部分につき、本契約を解除することができる。第 4.1(b)条に基づく遅延の場合、第 12.2 条の定めが完全に適用される。第 4.1(a)条に基づく遅延の場合、買主は売

主に対し、契約解除の効力発生日までに履行されたすべての作業につき、按分した契約代金を支払う。

5. 保証の制限 - 売主の買主に対する保証は、添付の保証に関する特約に定めるとおりとする。（ただし、本ソフトウェアの保証については、下記第6条に定める。）**保証に関する特約に定める救済措置**（ただし、本ソフトウェアの救済措置については、下記第6条に定める。）は、本製品、本部品または本サービスの不履行、瑕疵または不適合がいつ発生したかを問わず、原因または請求行為にかかわらず、かかる不履行、瑕疵または不適合に起因または関連して生じるすべての請求に対する唯一かつすべての救済を構成する。保証に関する特約および第6条に定める保証は、唯一のものであり、書面、口頭、黙示または法定のものであるかを問わず、その他一切の保証および条件に代わるものである。商品適格性または特定目的適合性に係る黙示もしくは法定の保証または条件は、適用されない。

6. ソフトウェアおよびサイバーセキュリティに関する保証の制限

6.1 売主は、元の本ソフトウェアの引渡日から90日間（「ソフトウェア保証期間」）、本ソフトウェアが実質上、ドキュメンテーションに記載されたとおりに作動することを買主の利益のためだけに保証する。ソフトウェア保証期間中にエラーが発生した場合、売主は、そのエラーを是正する商慣習上合理的な範囲の努力をする。ただし、買主は売主に対し、**(a)** ソフトウェア保証期間中に生じたエラーについて、ドキュメンテーションのとおりで作動しないことの説明およびエラーが生じた具体的な作動状況の説明（ソフトウェアまたはハードウェアの構成の具体的な説明を含む。）を記載した書面の通知ならびに**(b)** 可能な範囲内で、エラーの再現および分析のために必要な代表的な入力例を提供するものとする。売主が商慣習上合理的な範囲の努力をもつてしてもソフトウェア保証期間中にエラーを是正できない場合、買主の唯一の救済措置は、本ライセンスの解除および問題のある本ソフトウェアに該当する分につき買主が本契約に従い売主に支払ったライセンス料の返金を受けることとする。ただし、買主は、かかる解除権を行使する場合は、ソフトウェア保証期間の満了から30日以内に行使しなければならない。その後は買主は権利を放棄する。これに相反する本取引条件のいかなる定めにもかかわらず、いかなる状況においても、**(a)** 買主の本契約違反に起因するエラー、**(b)** 本ソフトウェアのあらゆる性質の不正な使用、改変、修正、変更、拡張もしくは改良もしくは売主以外の者が行った本ソフトウェアの構成の設計上の瑕疵に起因するエラー、**(c)** 買主が使用するハードウェア、ソフトウェア、システムもしくはデータ（それぞれが売主の提供によらないもの）の不具合、欠陥もしくは変更に起因するエラー、**(d)** 売主が提供もしくは承認していないハードウェア、ソフトウェアもしくはシステムと組み合わせた本ソフトウェアの使用に起因するエラー、**(e)** サイバー攻撃、ウィルス、ワーム、マルウェア、トロイの木馬その他の有害かつ不正なコンピュータコード、ファイル、スクリプト、エージェントもしくはプログラムに起因するエラー、または**(e)** 売主が追加料金なしで提供した推奨のアップデートもしくはアップグレードを買主が行っていれば予防できたであろうエラーもしくは脆弱性については、本取引条件による保証の対象とせず、売主は、本契約に基づく責任を負わない。

6.2 第6条は、本ソフトウェアおよびドキュメンテーションのエラー、障害、瑕疵または不適合がソフトウェア保証期間前、同期間中または同期間後に発生したかを問わず、**原因または請求行為にかかわらず**、かかる障害、瑕疵または不適合に基づくか、それらに関連するすべての請求に対する唯一かつすべての救済を定める。売主は、黙示の法定保証を行わず、商品適格性、特定目的適合性、権原もしくは非侵害または本ソフトウェアの出力結果の正確性、流通性、完全性、信頼性もしくは有用性について、一切の保証または条件を否認する。売主は、本ソフトウェアが買主の要件を満たすこと、本ソフトウェアが中断せず、適時に、安全に、かつエラーを起こさず作動すること、または瑕疵ある場合にはそれが是正されることにつき、保証を行わない。また売主は、本ソフトウェアの使用から得られる結果について、一切の保証を行わない。売主は、買主が被る損害の責任を一切負わない。かかる損害には、遅延、コンテンツもしくは電子メールの不達、不具合、システムのダウンタイム、コンテンツもしくは電子メールの誤配、ネットワークもしくはシステムの停止、ファイルの破損または売

主、その関連会社、ライセンサーの過失もしくはエンドユーザーの誤りもしくは不作為に起因するサービスの中断によるデータの紛失を含むが、これらに限定されない。

6.3 監視ソフトウェアに関して追加される保証の否認 監視ソフトウェアは、機器の状態について助言的な情報を提供するものだが、あらゆる故障状態の予想または発見を保証するのは事実上不可能である。したがって売主は、監視ソフトウェアが特定の障害を発見するか、間近に起こり得る監視対象機器の障害または状態について事前に一定の警告をすることの保証を明示的に否認する。

6.4 サイバーセキュリティに関して追加される保証の否認 本製品、本部品および本サービスは、サイバーセキュリティに関しては「すべての瑕疵を含めた現状有姿にて」提供されるものであり、耐久性、特定目的適合性、商品適格性、性能、品質、成果、適合性または適時性の表明、保証または条件を含め、いかなる性質または種類の表明、保証または条件も伴わず、これらはすべて、適用法令が許容する最大限度において否認される。買主は、買主の望む結果を達成するための本製品、本部品および本サービスの選定および使用について単独で責任を負う。売主は、脆弱性の是正のためにアップデートまたはアップグレードを買主に提供する義務を負わず、買主は、これらの拡張版を購入することができる。

6.5 売主が本取引条件に基づき是正措置をとった場合でも、適用されるソフトウェア保証期間が延長されるものではない。

6.6 売主が書面により明示的に認めない限り、本第6.6条の下記に従い、第三者ソフトウェアについては、その所有者が提供する保証のみが付されるものとし、売主は、かかる第三者ソフトウェアにつき一切の保証を提供しない。売主が書面により明示的に認めない限り、オープンソース・ソフトウェアは、「**現状有姿**」にて配布され、**明示または黙示を問わず、一切の保証または条件の対象外とする。**

6.7 売主が追加的な機能およびセキュリティを備えた本ソフトウェアのアップグレード版またはオプションを提供することができ（ただし、義務ではない。）、売主の裁量により追加費用を要する可能性があることを、買主は了承する。

6.8 上記第6.1条に明示的に定められる場合または本契約に別段の明示的な定めがある場合を除き、本条に関連して支払われる金額はすべて、返金不可とする。

7. 検査および工場試験 - 売主は、自らの通常の品質管理方針、手続および慣習に従い、本製品または本部品の製造における品質管理を実施する。本契約において明示的な別段の合意がない限り、売主による本製品または本部品の工場試験への立ち会いを買主が要請した場合は、売主は、それが作業の遅延をもたらすことなく手配しうるときは、これに対応するよう試みる。売主グループの施設へのアクセスは、本製品または本部品に直接関係のある場所に限定され、すべての場合において、秘密性の高い作業が行われている場所は除外する。

8. 変更 - 各当事者は、本部品、本製品または本サービスのスケジュールまたは範囲について、注文変更案の形式にていつでも変更の提案をすることができる。両当事者が書面で当該変更合意するまで、いずれの当事者も、スケジュールまたは範囲の変更を進める義務を負わない。当事者間で別段の合意がなされた場合を除き、かかる変更により生じた追加的作業の対価の設定については、時間および材料のレートによるものとする。

9. 支払い

9.1 買主は売主に対し、取消不能かつ無条件の1通または複数の一覧払いの信用状（「**本支払保証**」）にて、請求金額の全額を相殺することなく、本契約（または発注書の表面）にて合意した通貨で支払う。本契約にて合意がない場合、提案書に記載の通貨にて支払いを行い、支払条件は、請求書の受領日から30日とする。支払いマイルストーンがある場合は、本契約に定めるとおりとする。

9.2 本契約上の他の救済措置に加え、買主は売主に対し、本契約に従い適時に支払われなかった全額について、1ヶ月（またはその一部）当たり1.5%の利息を支払う。ただし、年利18%または適用

法令で認められる最大の金額のうち少ない方を超えてはならないものとする。

9.3 本支払保証は、取消不能かつ無条件とし、部分引渡しにおける相当分の支払い、その他の費用（保管、輸出、解約および調整など）および本契約により売主に対してなされるべきその他のすべての金額の支払いを認めるものとする。本支払保証は、各々、(a) 売主にとって合理的に容認できる一流かつ国際的な銀行が発行または確認し、(b) 当該銀行の窓口にて支払可能であり、(c) 本契約の効力発生日から 30 日前に開設され、かつ (d) 本製品もしくは本部品の最後に予定される出荷もしくは本サービスの完了から 90 日後または売主が最後の支払いを受領するときのうち最も遅い時点まで有効に存続するものでなければならない。買主は、売主が調整の必要性を通知してから 15 営業日以内に、本契約上の支払義務を履行するために必要な本支払保証の調整を行う（増額または有効期間の延長を含み、本契約で合意された変更に従ったものを含む。）。本支払保証または必要とされるその調整が有効となるまで、売主は、履行を開始する義務を負わない。

10. 税金および関税

10.1 売主は、売主負担税を負担し、支払期限の到来した場合にその全額を支払い、買主は、買主負担税を負担し、その全額を支払う。契約代金は、買主負担税を含まない。そのため、買主負担税が適用される場合は、かかる買主負担税が契約代金に上乗せされる。米国の売上税および使用税について、または他の法域にて売上税および使用税の適用がある場合、買主は、直接納付の証明書または免税証明書を適時に売主に提供することにより、売上税または同様な税を直接申告および納付することができる。

10.2 売主の設立国以外における適用法令により、本契約について印紙税、手数料または登録が求められる場合、買主は、必要な手続きを行い、関連費用を負担する。買主は、登録またはかかる手数料、印紙税もしくは登録費用の支払いについて当該適用法令が定める期日から 10 日以内に、登録証明書の写しまたは登録済みの本契約の写しを売主に返送する。買主の要請により売主が本サービスを提供する国の適用法令により、売主は、当該国での登記を求められる場合があり、その場合、売主は、当該国における支店または常設の事業所を通じて本サービスを履行し、その請求を行う。

10.3 買主が契約代金から売主負担税の控除または源泉徴収を求められる場合、買主は、(a) 買主による源泉徴収について少なくとも 30 日前までに売主に通知し、(b) 適用法令に従い、売主への支払金額に対する源泉徴収税額を最小限にする合理的な努力を尽くし、(c) 売主負担税を支払った管轄の政府当局の発行による正式な領収証書または関連の税務当局が容認する代わりに文書を支払いから 30 日以内に売主に提出する。買主が租税の減免制度の申請を行うために売主の税務上の居住者証明書を要する場合、売主は、買主の書面による要請に応じ、適切な証明書を提出する。買主が売主の設立国もしくは売主の支店のある国以外の国の適用法令に従い売主負担税を控除もしくは源泉徴収する場合、または買主が本項の定めを遵守しない場合、買主は、売主負担税の控除または源泉徴収がなかった場合と同様に売主が契約代金の全額を受け取れるよう、上乗せした金額を売主に支払う。

10.4 売主または売主グループに適用される、税、手数料または関税の免除措置の恩恵を買主が受ける場合、買主は、(a) 本契約の締結、(b) 請求または(c) その他の関連する手続き（いずれか適宜）が行われる前に無償で）管轄の税務または税関当局が受入れ可能な免除措置を支援する文書を、免除手続きの指示とともに売主に提供する。買主は、免除措置の取消、満了その他の変更があった場合、速やかに書面で売主に通知する。買主の作為または不作為により売主が免除措置を否認された場合、売主は、否認された税、手数料、関税、罰金、違約金、利息および裁判費用について買主に請求することができ、買主は速やかにこれを支払うものとする。

10.5 買主が輸出または欧州連合（「EU」）圏内の出荷を手配する場合、買主は売主に対し、輸出または EU 圏内の出荷の証拠（買主の運送業者から入手したものを）を 90 日以内（または米国からの輸出の場合は 30 日以内）に無償で提供する。かかる証拠は、管轄の税務または税関当局が受入れ可能な形式とする。上記が行われ

ない場合、売主は、適用される付加価値税、米国の売上税および使用税または同様の税について、買主に請求することができる。

11. 譲渡、更改および再委託—買主は、売主の書面による事前の同意を得た場合に限り、本契約の全部または一部につき、その所有者の変更による場合を含め、譲渡または更改することができる。かかる同意は不当に遅延または保留されてはならない。ただし、譲受人または更改後の当事者が、十分な財務力を欠くか、売主もしくはその関連会社の競合相手もしくは競合相手になりうる者に当たるか、売主グループによる適用法令違反を生じさせるか、または売主の倫理基準を満たさない場合、売主は、根拠を明らかにすることによってのみ、かかる同意を保留することができる。売主は、買主の書面による事前の同意を得た場合に限り、本契約の全部または一部を第三者に譲渡または更改することができる。かかる同意は不当に遅延または保留されてはならない。ただし、売主は、買主の同意がなくても、(a) 売主の 1 社または複数の関連会社に本契約の全部または一部を譲渡または更改することができ、(b) 売主の 1 社または複数の関連会社に本取引条件に基づき発生する債権を譲渡することができる。両当事者は、認められる譲渡または更改を有効にするために必要な文書に署名することに同意する。買主による更改または譲渡の場合、買主は、売主の合理的な要請に応じ、更改後の当事者または譲受人に追加の支払保証を設定させる。上記に反した譲渡または更改は、無効とし、相手方当事者に対して効力を有しない。売主は、本書のいずれの条項によっても、その作業の一部を再委託することを制限されるものではない。ただし、売主は買主に対し、当該作業の履行について引き続き責任を負うものとする。

12. 契約の解除および停止

12.1 (a) 相手方当事者に対し、適用される破産法もしくは倒産法に基づく手続きが任意もしくは強制により申立てられた場合、もしくは相手方当事者が支払不能の状態に陥った場合（本契約の解除が適用法令にて認められる場合に限られる）、または(b) 相手方当事者がほかに契約上の特定の是正措置が定められていない重大な本契約違反を犯し、違反をしていない当事者から通知を受けてから 30 日以内に相手方当事者が当該違反を是正しなかった場合、もしくは 30 日以内の是正が不可能なときは通知から 30 日以内に当該違反の是正を開始しない場合もしくはその後合理的に可能な範囲で速やかに是正を完了すべく誠実な努力を継続しなかった場合、いずれの当事者も、不履行を理由として本契約を解除することができる。買主が本第 12.1 条に基づき契約を解除した場合、売主は買主に対し、解除された範囲に相当する契約代金と買主が当該範囲を完成させるために合理的に負担した実際の金額との差額を返金し、かつ買主は売主に対し、解除の効力発生日前に購入または完成された本製品または本部品に相当する契約代金の部分および履行された本サービスにかかる金額を支払う。当該金額の計算には、適用される本契約上のレートを使用し、当該レートがない場合は、その時点における売主の標準的な時間および材料のレートを使用する。本契約においてマイルストーンの場合がある場合、当該金額は、完了したマイルストーンについてはマイルストーン・スケジュールに従うものとし、未完了のマイルストーンに関する作業については本契約上のレートを使用して計算する。

12.2 本契約が本ソフトウェアまたは第三者ソフトウェアの提供に関する場合、本第 12.2 条に定める条件は、適用されない。買主は、第 12.1 条に定める以外の理由の場合、20 日前までに書面で通知することにより、本契約を（一部でも）解除することができる。第 12.1 条に基づく売主の債務不履行以外の理由により本契約（またはその一部）が解除された場合、買主は、本契約に定める解約または解除のスケジュールに従い、売主に支払いを行う。解約または解除のスケジュールがない場合、買主は売主に対し、(a) マイルストーンによる請求を採用する本契約においては、（完了したマイルストーンについて）マイルストーン・スケジュールに従って支払うべき金額および他のすべての未完了のマイルストーンについては契約代金の 15%、または(b) マイルストーンによる請求を採用していない本契約においては、契約解除の効力発生日までに履行されたすべての作業につき、按分した契約代金に加え、履行されていない他のすべての作業について契約代金の 15%を支払う。本サービスに対して支払うべき金額は、当該時点における売主の標準的な時間および材料に基づくレートによるものとする。上記

(a) および(b)の両方に加え、買主は売主に対し、契約解除の直接の結果として売主に生じた費用および経費（仕入先との紛争または請求に関する費用を含む。）も支払う。両当事者は、本条に定める予定損害賠償金がかかる早期解除により生ずる損害賠償の合理的な見積もりであり、かかる状況における実損害が算定困難であり、予定損害賠償金が履行の代替であって違約金ではないことを認め、同意する。

12.3 買主が本契約に定める争いのない請求額を支払わない場合または合意された期間内に本支払保証を発行しない場合、売主は、履行および引渡しの停止または本契約解除の意向を買主に通知することができる。当該通知の 30 日以内に買主が支払いを行わない場合または本支払保証を発行しない場合、売主は、履行および引渡しを停止し、または本契約を解除することができる。かかる停止または契約解除の結果として売主に生じた費用（保管、待機ならびに作業員の動員解除および再動員の費用を含む。）は、売主の請求書提出により、買主が支払うものとする。売主の義務履行は、買主が支払義務を履行しなかった期間に相当する期間に、当該支払遅延の影響の克服に要する合理的な期間を追加した期間、延期される。

12.4 買主は、20 日前に書面で通知することにより、累計で最大 90 日間、本契約の履行を停止することができる。売主はその後、本契約を解除することができ、かかる解除には第 12.2 条が適用される。本第 12.4 条に基づき停止された場合、買主は、停止に伴い売主に生じた合理的な費用をすべて支払う。これには、引取費用、代金の回収費用、待機費用、作業員の動員解除・再動員にかかる費用および保管費用を含むが、これらに限定されない。売主の義務にかかるスケジュールは、停止の影響の克服に要する合理的な期間、延長される。

12.5 本契約に基づき提供される本ソフトウェアの本ライセンスは、解除またはライセンス期間の満了（いずれか先に生じる方）まで有効とする。買主が本取引条件のいずれかの条件を遵守しなかった場合、売主は、直ちに本契約または本ライセンスを解除することができる。リース機器と共に提供される本ソフトウェアおよび第三者ソフトウェアの本ライセンスは、リースの終了と同時に終了する。買主は、本ライセンスの終了後、直ちに(a) 本ソフトウェア、ドキュメンテーションおよび第三者ソフトウェアの使用を中止し、(b) 終了から 1 ヶ月以内に買主が本ソフトウェア、ドキュメンテーションおよび第三者ソフトウェアならびにそれらの一切のコピーを破棄または売主に返却したことを売主に対して証明する。本ライセンスが解除された場合でも、買主は、解除の効力発生日までに発生したか、売主に支払うべき手数料その他の料金を支払う義務を免れない。

13. サイバーセキュリティ

13.1 本第 13 条は、(a) 本契約に基づき提供される本製品に本ソフトウェアが含まれるか、本製品がネットワーク環境で運転される設計となっている場合または(b) 本契約に基づき提供される本サービスにソフトウェアもしくはネットワークの要素が含まれる場合に適用される。本第 13 条の主題に関し、本第 13 条と本契約の他の条項との間に不一致または齟齬がある場合、より厳しい要求事項を定めた条項が優先される。

13.2 買主は、(a) サイバーセキュリティが変化の激しい分野であり、(b) 本製品、本部品および本サービスは、関連のドキュメンテーションに従って構成および使用される場合に、限定された件数のテストケースに基づき一定の脆弱性および不正侵入のみを検知および予防するよう設計されており、あらゆる可能なセキュリティ上の脆弱性または不正侵入から完全または包括的に保護されるものではないことを認め、同意する。

13.3 本製品および本部品へのアクセス権 第 13.5 条および第 13.6 条に基づく義務を制限することなく、買主は、自らおよび残りの買主グループのすべて（サイトの所有者が買主グループの一部ではない場合はサイトの所有者を含む。）をして、権限のない者が本製品および本部品にアクセスできないよう本製品および本部品を保護し、かつ、本製品または本部品と接触の可能性がある買主グループの従業員または代理人に本取引条件に定める義務を周知および遵守させる。売主グループは、かかる要求事項が

満たされていることを確認するために、あらゆる合理的な時期にサイトにて本製品または本部品にアクセスする権利を有する。

13.4 構成 売主は、本契約の効力発生日現在で既知のサイバーセキュリティリスクを最小限にするよう、本製品または本部品を引渡しの時点で構成する。買主は、自らおよび買主グループをして、本製品または本部品のハードウェア、ソフトウェア、接続または構成を変更しないことに同意し、本製品または本部品を関連のドキュメンテーションに従って使用することに同意する。買主グループが本取引条件に違反して行為した場合、売主グループは、契約、保証、不法行為（過失を含む。）、厳格責任その他いかなる法的根拠に基づくかを問わず、買主グループに生じた損害または費用について一切責任を負わない。買主は、本取引条件の違反に起因して生ずる場合のある事故に起因または関連して発生した請求、損失、損害、判決および費用（弁護士費用、訴訟費用およびクレジット監視を含む。）について売主グループを補償し、免責し、損害を被らせない。

13.5 顧客の義務 買主グループは、その管理下にあるインフラ（コンピュータシステムおよび売主グループとのやり取りに使用される機器を含む。）をウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォールおよび最新のオペレーション・システムなどのツールにより、保護する責任を負う。買主グループは、監視対象機器の運転、管理および保守、ならびに買主グループのコンピュータシステムおよび監視対象機器が本製品、本部品および本サービスの現在の技術要件を満たすようにすることに責任を負う。買主グループは、本製品、本部品または本サービスに適用される、売主グループの安全な配置に関するガイドラインを遵守する。買主グループもそのユーザーも、セキュリティ機能を回避したり、本製品、本部品もしくは本サービスまたはそれに関連するシステムもしくはネットワークへの許可された範囲のアクセスを超えようとしていたり、本製品もしくは本サービスまたはそれらに含まれるデータの完全性または履行を妨げたり、妨害したり、ソフトウェアウイルス、ワーム、トロイの木馬その他の有害なコンピュータコード、ファイル、スクリプト、エージェントまたはプログラムを含むものを送信または保存したりしてはならない。買主グループがユーザーによる本契約違反を知った場合、買主グループは、直ちに当該ユーザーの本製品または本サービスへのアクセスを終了させ、売主に通知する。買主グループは、売主の情報への不正アクセスまたは開示および売主の本ソフトウェア、システムまたは本サービスの侵害の事実またはその合理的なおそれ（「売主セキュリティ事故」）について、CIRT@ge.com 宛にサイバーセキュリティ事故対応チームに報告をする。買主は、かかる売主セキュリティ事故を知ってから 72 時間以内に通知を行う。買主グループは、かかる売主セキュリティ事故のフォレンジック調査を速やかに実施し、実務上合理的に速やかに売主セキュリティ事故の要約および事故対応の説明を提出する。

13.6 本製品または本サービスにアクセスするために売主グループが発行したか、買主グループが選択した買主グループの認証情報（ユーザー名、パスワード、トークン、証明書、キーおよび暗証番号を含む場合がある）は、買主グループが社内で使用するためだけのものであり、買主グループは、他の団体または個人にそれらを販売、譲渡またはサブライセンスしてはならない。ただし、買主グループは、買主グループのために作業を行う買主グループの代理人または下請業者に対し、買主グループの認証情報を開示することができる。買主グループは、買主グループの認証情報の使用および買主グループの認証情報に関するセキュリティ違反について直ちに売主に通知することに責任を負う。買主グループは、本契約、買主グループの情報または本製品もしくは本サービスに関する措置をユーザーその他の個人または団体がとることを許可、支援または推進した場合、当該措置を自ら実施したものとみなされる。

14. 法令、規則および基準の遵守

14.1 契約代金は、(i) 売主グループの設計基準、製法、手続きおよび品質管理制度、(ii) 本契約の締結日において有効な業界の仕様、規則および基準のうち本契約に記載ある部分、(iii) 適用法令、ならびに(iv) 本契約にて合意され、記載された条件および仕様に従った、売主グループによる本製品、本部品および本サービスの設計、製造、試験および引渡しに基づくものである。

14.2 本契約の他のいかなる定めにもかかわらず、両当事者は、本契約の履行において常に適用法令を遵守する。ただし、売主については、適用法令の遵守が米国法または欧州連合の法に基づき処罰の対象となるか、その他同法に違反する場合は、この限りではない。

14.3 変更 契約代金、引渡日および履行日ならびに履行保証は、第 13 条の定めならびに売主の提案書または見積書の日付において有効な適用法令、基準および規制に基づくものとし、売主が提案したサイバーセキュリティに関する条件、適用法令または売主が書面で同意した買主もしくはサイト所有者のサイバーポリシーおよび手続きの売主の提案書または見積書の日付の後の変更または解釈の変更起因して売主グループに追加の費用または義務が生じた場合は、それらを反映して公正に調整される。当該変更により、売主グループが適用法令の違反なく義務を履行することが妨げられる場合、または売主の義務を履行することの負担が不当に大きくなり、見合わない場合、売主は、責任を負うことなく自らの提案書を撤回するか、本契約を解除する権利を有する。

14.4 本契約において別段の合意がない限り、売主は、売主グループが本契約の要件を満たすために必要な許認可および承認を適時に取得する責任を負う。ただし、必要な許認可および承認が買主グループでなければ取得できない場合、買主が適時に取得する責任を負うものとする。買主および売主は、必要な承認を得るために互いに合理的な支援を提供する。

14.5 買主は、適用されるすべての輸出関連法令（米国のものを含む。）を遵守することに同意し、本契約に基づき売主が提供した本製品、本部品および技術が当該法令に違反して使用、販売、開示、公開、移転または再輸出されないようする。買主は、(a) 米商務省が「テロ支援国家（State Sponsor of Terrorism）」に指定する国（本契約においては、北朝鮮を含む。）または当該国の住民もしくは国民、(b) 米商務省が作成している「対象者リスト（Entity List）」もしくは「取引禁止対象者リスト（Denied Persons List）」、米財務省が作成している「特別指定国民（Specifically Designated Nationals and Blocked Persons）」リストその他適用される米国政府の禁止対象者リストに掲載された個人もしくは団体、または(c) 核兵器、化学兵器もしくは生物兵器に関する活動に従事するエンドユーザーに対し、本契約に基づき売主が提供する物品または技術を直接または間接的に輸出、再輸出または移転してはならない。米国または EU 以外の国に輸出される本製品または本部品が「二重用途品」とみなされるか、みなされうる場合、買主は、売主の要請に応じ、適用される法の要求に従い「エンドユーザー証明書」を速やかに売主に提供し、または本製品もしくは本部品のエンドユーザーに提供させる。買主が当該証明書の提出を行わないか、それが遅れた場合、売主は買主に対していかなる遅滞についても責任を負わず、自らの義務に違反したとはみなされない。

15. 環境、安全衛生およびセキュリティ (EHSS)

15.1 買主は、売主グループの人員のために安全で健康的な職場環境（適用ある場合は、交通手段および宿泊施設を含む。）を提供するのに必要な措置をすべて講じる。買主は、有害物質の存在または存在の可能性を含め、労働者の安全衛生または環境に影響を与える既知のリスク、危険性または状況の変更について売主に通知し、安全データシート、現場のセキュリティ計画、リスク評価および作業の危険分析を含め、関連の情報を提供する。

15.2 本サービスの提供および本条に基づく履行に関連するリスクを評価するため、買主は売主グループに対し、サイトおよび関連機器を検査するための合理的なアクセスを与える。サイトにおける売主の作業が地方自治体、州または国の EHS にかかる法的要件の適用を受け、売主にとって当該要件に係る情報が合理的に入手可能でない場合、買主は、それを売主に通知し、写しを提供する。

15.3 サイトの状態、売主の輸送もしくは宿泊の状況または他者の行為により売主グループの人員の安全衛生または環境に対する脅威があると売主または売主の代表者が誠意をもって判断する場合、売主または売主の代表者は、与えられる他の権利または救済手段に加え、作業を中断し、人員の全部もしくは一部を退避させ、本契約の全部もしくは一部の履行を停止し、または遠隔から作業

を実施もしくは監督することができる。売主が本項に基づく権利を行使する場合、売主は速やかに買主に通知し、両当事者は、**作業の中断**を引き起こしている状態または行為の是正に協力して取り組む。本項に基づく**作業中断**の権利を行使した者に対する報復は、あってはならない。売主グループが本条に基づく権利を行使したことにより遅延が生じた場合、それは免責される遅延に該当する。

15.4 適用法令で認められる最大限において、買主は、自らが発電事業者であり、買主グループのサイトにおける本サービスの履行に関連するか、これより生じる有害物質または廃棄物すべて（売主の機器から除去した分を含む。）の保管、輸送および処分について、単独で責任を負うことに同意する。売主は、買主による廃棄物質の輸送および処分の前は、本サービスから生じた有害物質すべてを適用法令および買主の書面による要求事項に従い適切に取扱い、管理する。売主グループは、有害物質を発見した場合、買主が危険な状態を取り除くまで作業を停止することができる。売主の施設宛に送られる売主の機器または買主の機器が有害物質で汚染されている場合、買主は、適用法令に従った安全な取扱いおよび輸送ができるよう、当該機器を除染し、受け取ったときと同じ状態で返却する責任を単独で負う。かかる有害物質により売主の費用または所要時間が増えた場合、売主は、価格およびスケジュールの面で公正な調整をすることができる。

16. 本サービスに適用される追加の EHSS 条項

16.1 売主グループの人員は、適用法令にて定められた時間制限を超えて作業することを求められてはならない。売主グループの人員は、連続 7 日間のうち少なくとも 1 日の休息日を与えられる。ただし、売主の勤務時間に関するポリシーに合致していれば、両当事者間で例外に合意することができる。

16.2 買主は、国際的な業界基準に合致した医療および施設をサイトに提供する。売主グループの人員が緊急な治療を必要とする場合、買主は、必要に応じ、その者が買主の医療施設を利用できるようにする。サイトもしくはいずれかの買主グループの施設において、またはオフショアで作業が行われている間、必要とする緊急の治療を買主が提供できない場合、買主は、売主グループの人員に輸送手段を提供し、最寄りの適切な緊急治療施設にアクセスできるようにする。オフショアまたは遠隔の作業の場合、買主は、売主グループの人員をサイトから本土の出発地点または買主の指定する医療サービス業者まで医療搬送する責任を負う。

16.3 買主は、有資格者、安全な運転および保守に関する適用法令および国際的な業界基準に従い、医療搬送を含め、売主グループの人員、機器および材料のすべてのオフショア地点間および合意された他の作業サイトへの輸送を行う。買主グループは、売主による確認のため、自らの運転および保守に関する機器および情報を売主に提供する。買主は、買主が提供する輸送手段をオフショア作業地点間で利用する際に必要な保護具およびその他両当事者で合意した特殊な機器を提供する。

16.4 買主は、売主グループ人員の宿泊施設および食事を売主に無償で提供する。それは、合理的な程度で快適で、国際的な業界基準に合致し、少なくとも買主の管理職および技術者に提供されるものと同等でなければならない。当該宿泊施設においては、買主は、売主グループ人員に電話およびコンピューターによるインターネット接続を提供する。

17. 秘密保持

17.1 「秘密情報」とは、本部品、本製品および本サービスの価格または開示の時点で「秘密 (confidential)」または「専有 (proprietary)」と文書で指定されるか、口頭で「秘密 (confidential)」または「専有 (proprietary)」と指定され、口頭開示から 10 日以内に文書で確認された情報をいう。本ソフトウェアに関する情報および本ソフトウェアに組み込まれている情報すべて（ソースコード、オブジェクトコードおよび研修資料を含むが、これらに限定されない。）、「ドキュメンテーションならびに第三者ソフトウェアは、秘密扱いとし、売主（またはその供給業者）の財産であり、秘密情報の表示があるか否かを問わず、売主（またはその供給業者）の秘密情報とみなされる。

売主は、本製品または本部品へのサイバーアクセスまたは同伴者なしでの物理的なアクセスを付与する際に、ログオンコード、ロ

グオン時の身分証明、パスワードその他個人別の明示的なアクセス許可（総称して「アクセスコード」）を提供する場合がある。アクセスコードは、本契約の秘密保持条項の対象とし、許可されたユーザー以外の者に開示または共有されてはならない。

秘密情報には、(i) 受領当事者のグループの開示によらずして一般に公知のものもしくは公知となった情報、(ii) 受領当事者のグループが十分に調査した上で開示当事者に対する秘密保持義務を負っていないと確認された開示当事者以外の情報源から、秘密保持義務を伴わずに入手可能であるか、入手可能となった情報、または (iii) 受領当事者のグループが開示当事者の秘密情報を参照することなく独自に開発したことを文書により証明できる情報は、含まれない。

17.2 両当事者は、(a) 本契約ならびに本製品、本部品および本サービスの許容された用途および保守に関する場合に限り、相手方当事者の秘密情報を使用、複製または開示するものとし、(b) 秘密を保持し、秘密情報の開示および不正使用を防止するために合理的な措置を講じ、(c) 相手方当事者の競合相手に秘密情報を開示しないようにする。買主は、本ソフトウェア、ドキュメンテーションおよび第三者ソフトウェアを保護するためにあらゆる合理的な措置を講じ、権限のない者が本製品および本部品にアクセスできないようにし、アクセス権限のある者が不正にコピーを作成しないようにする。買主は、本ソフトウェア、ドキュメンテーションまたは第三者ソフトウェアの不正開示または不正使用があったことを知った場合には速やかに売主に報告し、その不正使用を防止するために売主が合理的に依頼する追加的な措置を講じる。

17.3 当事者は、(a) 本契約の履行または本製品、本部品もしくは本サービスの使用および保守のために知る必要があり、文書により少なくとも本契約と同等の秘密保持義務および使用制限の拘束を受ける、自らのグループの者に対する場合、ならびに (b) 法的義務を遵守するため、開示当事者が適切な保護命令を求められるように開示義務について速やかに開示当事者に通知した場合に限り、秘密情報を開示することができる。買主は、本契約に基づく履行のために売主が必要とする場合を除き、秘密情報を売主に開示してはならない。買主は、情報を開示する権利を有することを保証し、不正な開示により請求または損害が生じた場合は、売主グループを補償する。

17.4 買主は、(a) 本契約に抵触する方法で本ソフトウェア、ドキュメンテーションもしくは第三者ソフトウェアが使用されること、または (b) その他の売主（もしくはその供給業者）の秘密情報の不正使用が、売主（またはその供給業者）にコモントラ上適切な救済が存在しない回復不能な損害を即時にもたらすことを認める。買主による上記の不正使用または不正使用のおそれがあった場合、買主は、売主（またはその供給業者）が適切な管轄権を有する裁判所から即時の終局的差止命令による救済を受けられることに同意する。両当事者は、売主が供託金その他の担保を要さず、当該差止命令による救済を受けられることに合意し、これを定める。ただし、供託金の差入れが差止命令による救済を受けるための必要条件である場合、供託金は、1,000 米ドルに相当する金額で足るものとする。本取引条件の条項により、買主の本契約違反に基づく損害賠償などコモントラ上の救済措置を受ける売主の権利が制限されることはない。

17.5 いずれの当事者も、相手方当事者の書面による事前承諾を得ずに、本契約または関連文書もしくは情報のいかなる面についても、公表してはならない。

17.6 本第 17 条の秘密保持および使用制限は、本契約の終了後も 10 年間存続する。各当事者は、本条を遵守しなかった場合、相手方に対して補償する。

18. 知的財産

18.1 (a) 本ソフトウェアが第三者の日本、米国または EU の特許を侵害しているか、(b) 売主またはその関連会社が製造した本製品または本部品（本ソフトウェアおよび第三者ソフトウェアを除く。）が日本、米国、EU または最初に設置された国（本契約に記載ある場合）の特許を侵害しているとする第三者の正当な請求があった場合、売主は、買主を補償する。ただし、上記(a)または(b)のいずれかの場合、買主は、(1) かかる請求について速やかに売主に書面で通知し、(2) 責任について容認せず、かかる請求について

売主に不利な立場をとらず、売主が自ら費用を負担して防御、和解および和解交渉の一切を指示および支配する単独の権限を付与し、かつ(3) かかる請求または関連の交渉の防御に合理的に必要な情報開示および協力を全面的に売主に提供するものとする。

18.2 請求が(a) 変更、改変もしくは修正された本製品、本部品もしくは本サービス、(b) 本製品、本部品もしくは本サービスと他の製品、サービス、システムもしくはデータとの組み合わせ、運転もしくは使用（その組み合わせが侵害に当たるとされる目的物の一部となっている場合）、(c) 売主グループが提供したにもかかわらず、当該請求を防止しえたアップデートを買主グループが実施しなかったこと、(d) 本契約の条項違反などの本製品、本部品もしくは本サービスの不正使用、(e) 買主グループの仕様に合わせて製造もしくは履行された本製品、本部品もしくは本サービス、または (f) 買主グループのデータに基づく場合、売主は、一切の義務または責任を負わない。

18.3 本製品、本部品もしくは本サービス（本条においては、第三者ソフトウェアを除く。）が請求の対象となった場合または売主の単独の判断において請求の対象となるおそれがある場合、売主は、その選択により、(a) 本製品、本部品もしくは本サービスまたはそれらの一部の使用を継続する権利を買主のために取得し、または (b) その全部もしくは一部を修正もしくは置換えにより侵害に当たらないようにする。ただし、(a) または (b) の代替策が商業上合理的でない場合、売主は、本製品または本部品を引き取り、本サービスを中止し、影響を受けた本ソフトウェアの本ライセンスを解除し、かつ侵害のあった本製品、本部品または本サービスについて売主が受領した前払費用の未経過分を按分した金額（本契約の効力発生日から開始する5年間の定額減価償却による。）を買主に返金することができる。

18.4 上記は、知的財産権および産業財産権の侵害に対する売主グループの完全かつ唯一の責任であり、買主グループの完全かつ唯一の救済とする。

18.5 各当事者は、本契約の交渉前に有していた秘密情報および知的財産すべての所有権を保持する。本契約に基づき売主グループが単独で、または買主グループの貢献を得て考案、創出または提供した新たな知的財産の一切は、専ら売主または場合により売主グループの他の者が所有する。上記を制限することなく、買主は、本ソフトウェア、ドキュメンテーションおよび第三者ソフトウェア（買主が第三者を使って開発させた場合を含むがこれに限られず、開発元にかかわらず、本ソフトウェア、ドキュメンテーションおよび第三者ソフトウェアの二次的著作物を含む。）に関する特許、著作権、営業秘密、商標その他の知的財産権を含むがこれらに限られない、すべての権利を売主グループまたはその供給業者が専有することに同意する。買主は、(a) かかる権利すべてが当然に売主（もしくは売主の単独裁量により、その関連会社）または第三者ソフトウェアの所有者のいずれかに適宜帰属し、売主グループまたは他の関連の所有者の利益のために売主グループ（または場合により第三者ソフトウェアの所有者）が制限なく、かつ買主に対する義務を負わずに使用することに同意し、(b) その新たな知的財産および二次的著作物の世界中における権利、権原および利益すべて（その新たな知的財産および二次的著作物または関連技術に具現化されている発明および設計に関するすべての権利を含むが、これに限定されない。）について、売主の指示に従い、取消不能を条件として移転および譲渡し、移転および譲渡することに同意し、買主グループの他の者または第三者に移転または譲渡させる。法の適用により、かかる権利が上記の定めのとおり当然に移転および譲渡されない場合、買主は、自らまたは買主グループの他の者もしくは第三者をして、その新たな知的財産および二次的著作物に係る売主（または第三者ソフトウェアを所有する者）の権利の対抗要件を具備し、これを保護し、本第 18.5 条による譲渡が売主の費用負担なく実行されるために、売主の要請により、譲渡証書その他の文書を適時に作成のうえ売主に交付し、その他の措置を講じるものとする。本条により、その新たな知的財産、二次的著作物または関連技術に係る知的財産権、人格権その他の権利、権原および利益が完全に売主に付与されない場合、買主は売主グループに対し、現在既知か、将来開発されるあらゆる方法により、その新たな知的財産、二次的著作物および関連技術について、複製、変更、翻案、拡張、改善、その派生

物の創作、頒布、展示、公演、使用、製造、製造委託、販売の申出、売却その他の処分、輸入、および方法または製法の実施を行うための、撤回不能で、地域および期限の定めのない、全額支払済みで無償のライセンスを、それぞれの権利を（複数の階層のサブライセンスを通じて）サブライセンスする権利とともに許諾する。適用法令により認められる範囲において、買主グループは、その新たな知的財産および二次的著作物に関して取得する人格権を放棄し、本第 18.5 条に反する請求を主張する権利を永久に放棄することに同意する。買主による本製品および本部品の標準的な社内使用、運転および保守のために限り、売主は買主に対し、第 3 条の条件に従い、売主グループが提供した本製品または本部品に組み込まれた売主の知的財産の使用権を付与する。かかる保守が実質的に新たな本製品または本部品を結果的にもたらす場合、上記の許諾により、かかる本製品または本部品を製造または製造委託する権利が買主に与えられるものではない。本第 18.5 条にかかわらず、組み込みソフトウェアを含め、買主にライセンスされた本ソフトウェアに対する買主の権利は、第 3 条の定め適用および制限を受ける。

18.6 本製品、本部品、本サービス、他のサポート、コンサルティング、研修その他のサービス（該当ある場合）の買主への提供を促進し、本契約の遵守を確認するために定期的に収集される機械情報、技術情報、システム情報、使用情報および関連情報（買主の製品、サービス、システムおよびソフトウェアに関する情報を含むが、これらに限定されない。）につき、売主がこれらを作成、受領、保管、送信その他アクセスすることができることに買主は合意する。売主およびその関連会社は、自らの本ソフトウェアおよび他の製品またはサービスの提供、開発または改善のために当該情報を利用することができる。

19. 補償および責任の制限

19.1 第 19 条の定めは、適用法令が許容する最大限度で適用され、別段の明示的な定めのない限り、これと相反する条項に優先する。

19.2 (a) 身体傷害、病気もしくは死亡または財産の滅失もしくは損害を理由とする第三者からの正当な請求について、それが本契約に基づく業務の履行に関連して売主グループの過失に直接起因する場合、売主は、買主グループを補償することに同意し、かかる補償は、本契約の条件（第 18 条、第 19 条、第 20 条および第 21 条を含むがこれらに限定されない。）の適用および制限を受ける。

(b) 身体傷害、病気もしくは死亡または財産の滅失もしくは損害を理由とする第三者からの正当な請求について、それが本契約に基づき履行された業務に関連して買主グループの過失に直接起因する場合、買主は、売主グループを補償することに同意する。

(c) 両当事者またはそれぞれのグループの共同のまたは併存的な過失により、第三者に対する当該傷害または損害が生じた場合、各当事者は、自らのグループの過失の割合に応じて当該傷害または損害を負担する。疑義を避けるために付言すると、いずれの当事者のグループの者も第三者とはみなされず、第 19.2(a)条に基づく売主の補償義務においては、サイトのいずれかの部分またはサイトにある財産もしくは設備は、第三者の財産とはみなされず、サイト所有者ならびにその協力会社、関連会社および請負業者・下請業者は、第三者とはみなされない。本第 19.2 条の相互補償が適用されるのは、被補償当事者が(1) 第三者の請求について速やかに相手方当事者に書面で通知し、(2) 責任について容認せず、相手方当事者に不利な立場をとらず、相手方当事者に防御、和解および和解交渉の一切を指示および支配する権限を付与し、かつ(3) かかる請求の防御に合理的に必要な情報開示および協力を全面的に相手方当事者に提供した場合に限られる。

19.3 これに相反する本取引条件のいかなる定めにもかかわらず、サイトがオフショアの場合、買主は、あらゆる種類の汚染または噴出を原因としていずれかの者により、またはそれらのために提起された一切の請求（汚染管理、除去、流出、漏出および洗浄の費用を含む。）について、単独で責任を負い、売主グループを（適用法令が許容する限度で）補償する。上記の補償は、原因または請求行為にかかわらず、請求が本製品、本部品または本サービスの瑕疵を理由とする場合でも適用されるが、売主グループが単独で管理、保管および支配する財産から発生した水面の汚染または燃料、潤滑油、汚水もしくは廃物の流出には適用されない。

19.4 第 10.1 条および第 14.2 条に定める売主の義務（売主による適用法令の違反の結果として政府当局から罰金および制裁金を科せられた場合に限る）のみを除き、原因または請求行為にかかわらず、本契約または売主グループによるその履行もしくは違反（保証および契約解除を含むが、これらに限定されない。）に起因または関連して生ずる、あらゆる種類の請求の一切に対して売主グループが負う責任の総額は、いかなる場合でも(a) 契約代金または(b) 買主が本契約に基づき複数の発注を行っている場合、特定の発注に起因もしくは関連して生じた請求については当該発注の注文金額、および特定の発注に関わらないすべての請求については 1 万米ドルを上回ってはならない。ただし、本ソフトウェアおよび第三者ソフトウェアに関しては、いかなる場合でも、原因または請求行為にかかわらず、本契約または売主グループによるその履行もしくは違反（保証および契約解除を含むが、これらに限定されない。）に起因または関連して生ずる、あらゆる種類の請求の一切に対して売主グループが負う責任の総額は、上記制限額または請求の原因となった本ソフトウェアおよび第三者ソフトウェアについて当該責任の原因となった事由発生の日以前に降に買主が売主に支払ったライセンス料のいずれか低い額を上回ってはならないものとする。売主グループは、本契約で要求されておらず、売主グループが無償で提供する助言または協力に対して責任を負わない。売主グループの責任はすべて、関連する保証期間の終了をもって終了する。ただし、買主が本契約に基づき期限内に提起した請求がある場合は、これを除くものとする。

19.5 これに相反するいかなる定めにもかかわらず、合意済みの予定損害賠償金の定めがある場合、本契約に基づき売主に支払われるべき合意済みの解除金がある場合、または買主が本契約に基づく秘密保持義務もしくはライセンスの権利および制限に違反した場合を除き、売主は、売主グループの派生的損害に関する一切の請求について買主グループを補償する。買主は、原因または請求行為にかかわらず、買主グループの派生的損害に関する一切の請求について売主グループを補償する。

19.6 第 19.2(a)条にかかわらず、買主が本製品もしくは本部品を第三者に提供するが、買主の所有によらない施設において売主の本製品もしくは本部品を使用する場合、または本サービスが買主の所有によらない施設において履行される場合、買主は、原因または請求行為にかかわらず、本契約に定める責任の制限および免除を超えた請求に起因する賠償責任について、売主グループを補償する。買主が本契約の全部または一部を譲渡または更改する場合、かかる譲受人または更改後の当事者は、本契約と同じ条件に拘束され、買主は、不法行為、法令その他に基づくかにかかわらず、本契約に定める責任の制限および免除を超えて、いかなる種類の損害賠償または賠償責任をも請求する権利を放棄する。

20. ソフトウェアおよびサイバーセキュリティに関する責任の制限の補足 上記第 19 条に定める売主の責任の制限に、次の責任の制限を追加する。

20.1 当事者間で書面により別段の合意がなされた場合を除き、買主は、すべての適切な要件または基準を満たす本ソフトウェアおよび本製品が含まれるソリューションの設計および実行について単独で責任を負う。買主のソリューションが要件または基準に適合していないことにより生じた損害について、売主は、一切の責任を否認する。

20.2 監視ソフトウェアに関して追加される責任の制限 買主は、監視ソフトウェアが助言的な情報を生成するが、自動管理を行わないこと、および売主が生成された情報に基づきなされた決定または措置を制御できないことを認める。買主は、監視ソフトウェアが生成した助言的な情報の自らの使用について、全責任を負う。したがって、本ソフトウェアに監視ソフトウェアが含まれている範囲において、買主は、第 18 条に定める知的財産の侵害に関する責任を除き、本ソフトウェアの使用に起因または関連する責任の全リスクを負担する。

20.3 サイバーセキュリティに関して追加される責任の制限 (1) 買主グループもしくはサイトの所有者のネットワークもしくは接続機器の脆弱性、(2) 買主グループもしくはサイトの所有者、それらの従業員、コンサルタント、代理人もしくは代表者の作為もしくは不作為、または(3) 第三者の作為もしくは不作為（第三者によ

る敵対的なネットワーク攻撃を含むが、これに限られない。)に(全部または一部が)直接または間接的に起因する、(a) 買主グループもしくはサイトの所有者のネットワーク、ネットワーク接続、接続機器、本製品もしくは本部品もしくはシステムもしくはその一部に対する損害(データの紛失およびウイルスを含むが、これらに限定されない。)、(b) 第三者による買主グループのネットワークへの不正アクセス、(c) 売主もしくはその関連会社が製造もしくは実施していないか、変更、改変もしくは修正された本製品、本部品もしくは本サービス、(d) 本製品、本部品もしくは本サービスと他の製品、部品もしくはサービスとの組み合わせ、運転もしくは使用(当該組み合わせが脆弱性の一部となっている場合)、(e) 売主グループが提供したにもかかわらず、当該脆弱性を防止しえたアップデートもしくはアップグレードを買主グループもしくはサイトの所有者が購入もしくは実施しなかったこと、(f) 本契約の条項違反などの本製品、本部品もしくは本サービスの不正使用、または(g) 買主グループもしくはサイトの所有者の仕様に合わせて製造もしくは履行された本製品、本部品もしくは本サービスについて、売主は、契約、保証、不法行為(過失を含む。)、厳格責任その他いかなる法的根拠に基づくかを問わず、一切の責任を負わない。

21. 原子力使用の禁止—本製品、本部品または本サービスは、原子力関連の施設または活動での使用が意図または許可されておらず、買主は、売主の書面による事前同意なしに、そのような目的で本製品、本部品または本サービスを使用し、または他者に使用させることがないことを保証する。上記に違反して当該使用が発生した場合、売主は、**原因または請求行為にかかわらず**、原子力その他による損害、被害または汚染に対する責任を一切否認する。売主のその他の権利に加え、かつ適用法令が許容する限度で、買主は、**原因または請求行為にかかわらず**、原子力その他による損害、被害または汚染を原因としていずれかの者により、またはそれらのために提起された一切の請求について、単独で責任を負い、売主グループを補償する。売主が原子力関連の施設または活動での使用に同意するには、売主が原子力損害賠償責任に対する保護として容認できると判断する条件を追加する。

22. 付属契約書—本製品もしくは本部品に実行可能なバイナリーコードが含まれる場合または売主が遠隔診断、工具レンタル、研修その他の特別な本サービスを提供する場合、それぞれの付属契約が適用される。書面による別段の合意がない限り、本取引条件と適用される付属契約の条項との間に齟齬がある場合、適用される付属契約の条項が優先される。

23. 準拠法—本契約は、(a) 売主の設立国が米国の場合はニューヨーク州法、(b) 売主の設立国が米国および日本以外の場合はイングランドおよびウェールズ法、または(c) 売主が日本法に従って設立されている場合は日本法に準拠し、同法に従って解釈され、いずれの場合も、抵触法の規則を排除するものとする。両当事者は、国際物品売買契約に関する国際連合条約および米国のいずれかの州が制定した統一コンピュータ情報取引法が本契約には適用されないことを認め、同意する。

24. 紛争解決—本契約に起因または関連する一切の紛争は、国際商業会議所(ICC)の調停規則に基づく和解手続に付すこととする。ただし、いずれの当事者も、保護を目的とした緊急措置、差止め命令または保全措置を随時求める権利が損なわれることはないものとする。調停を申請してから60日(またはその状況において合理的であるか、書面で合意されるその他の期間)以内に紛争が解決されない場合、当該紛争は、ICCの仲裁規則に従い、同規則に基づき選任された1名以上の仲裁人によって最終的に解決される。仲裁地は、日本国東京とする。

25. 一般条項

25.1 それぞれの当事者のグループの者について明示的な定めがある場合を除き、英国の1999年契約法(第三者の権利)(適用ある場合)またはその他の法に基づき第三者が本契約の条項の強制執行を求めることは意図されていない。買主と売主は、第三者またはいずれかの当事者のグループの者の同意なく、かかる権利の修正、変更、改訂または消滅を行うことができる。

25.2 本契約は、複数の書面で締結することができ、それらすべてを合わせて一つの合意文書を構成する。

25.3 本契約の解釈においては、本契約のいずれの部分を作成した当事者も考慮に入れることはなく、文書の起案者に対して不利に疑義を解決する解釈原則を適用してはならない。

25.4 本契約は、両当事者間の完全な合意を構成し、両当事者の権限を有する代表者が書面により合意しない限り、いかなる改訂、修正、取消、権利放棄その他の変更も、いずれかの当事者を拘束することはない。各当事者は、本契約に記載のない相手方当事者の表明事項に依拠しておらず、または誘引されていないことを認める。

25.5 本契約の全部または一部が無効とされた場合でも、本契約の残りの部分の有効性に影響することはない。本契約のいずれかの条項が無効または執行不能とされた場合でも、当該条項の無効または執行不能とされた部分のみが分離され、無効または執行不能とされていない残りの文章、条項および定めは、そのまま完全に効力を有する。

26. 米国政府との契約

26.1 本第26条は、本契約が米国政府機関に対する直接もしくは間接の販売に関わる場合、またはその全部もしくは一部につき米国政府機関により資金拠出される場合に限り適用される。売主が提供する一切の本製品、本部品および本サービスが連邦調達規則(「FAR」)第2.101条にて定義される「市販の既製品(commercial-off-the-shelf)」「COTS」または「商用品目(commercial item)」の定義に適合するものであることについて、買主は同意する。米国のバイ・アメリカン法、通商協定法その他の国内優先の要件が本契約に適用される範囲で、本契約において売主が別途明示しない限り、本製品または本部品の原産国は不知とする。買主は、売主が提供する本サービスが1965年サービス契約法(FAR第52.222-41条)の適用から除外されることに同意する。本第26条記載のFARの条項は、本契約の効力発生日現在において有効な条項が適用されるものとする。

26.2 買主が米国政府機関である場合、FAR第12.302条により認められるとおり、買主は、FAR第52.212-4条のすべての規定(第12.302条(b)記載のものを除く。)が本取引条件により代替されることに同意する。さらに買主は、FAR第52.212-5条の規定がCOTSまたは商用品目の販売に適用され、かつ契約代金に鑑み適切な範囲でのみ適用されることに同意する。

26.3 買主が米国政府機関のために請負業者または下請業者(下請負が数次にわたるときはそのすべてを含む。)として本製品、本部品または本サービスを調達する場合、買主は、FAR第52.212-5条(e)または第52.244-6条(いずれか適宜)がCOTSまたは商用品目の販売に適用され、かつ契約代金に鑑み適切な範囲でのみ適用されることに同意する。十分な価格競争により価格の合理性が証明されない場合、他の理由で原価もしくは価格データが必要とされる場合、または本製品、本部品または本サービスが「商用品目」とみなされない場合、売主は、違約金の支払いを要せず本契約を解除し、解除の効力発生日までに実施した作業について支払いを受けることができる。

26.4 売主は、取引禁止対象者リストに掲載された買主からの発注を拒絶する権利を留保する。

ベーカー・ヒューズ・GEカンパニー 製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する 一般取引条件に付帯する保証に関する付属契約書 – メジャメント&センシング

注意：この保証に関する付属契約（「本付属契約」）は、「ベーカー・ヒューズ・GEカンパニー 製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する一般取引条件」の付属契約として、買主と売主との間の本契約の一部を構成し、一般取引条件における定義語は、本付属契約においても同じ意味を有します。買主が追加的な条件または異なる条件を提案した場合でも、売主の権限を有する代表者が書面により明示的に承諾しない限り、それらは明示的に拒否され、売主に対して拘束力を有することはありません。本付属契約と、「ベーカー・ヒューズ・GEカンパニー 製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する一般取引条件」との間に齟齬があった場合は、本付属契約が優先します。

1. 売主が買主に本ソフトウェアを提供する場合、「ベーカー・ヒューズ・GEカンパニー 製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する一般取引条件」に定める保証は、本ソフトウェアの障害、瑕疵または不適合がいつ発生したかを問わず、原因または請求行為にかかわらず、かかる障害、瑕疵または不適合に起因または関連して生じるすべての請求に対する唯一かつ排他的な保証および救済を構成する。本付属契約において、本製品および本部品に言及する場合、本ソフトウェアは含まないものとする。

2. 本契約および本付属契約の条件に定める制限に従い、売主は買主に対し、(a) 本製品または本部品がその素材、製造および権原において、瑕疵なく引き渡され、(b) 本サービスが相互に合意された仕様に従い適切かつ誠実に履行されることを保証する。売主が書面にて明示的に別段の合意をする場合および売主の関連会社の本製品または本部品を提供する場合を除き、売主の製造によらない物品（付随的な材料および本サービスで使用する消耗品を含む。）については、その原製造者が提供する保証のみが付され、売主がそれらの物品の製造者に代わる保証を提供することはない。

3. 本契約に別段の定めがない限り、保証期間（「保証期間」）は、次のとおりとする。

- a) 本製品および本部品：
 - (1) ドラック製品：保証期間は、出荷日の12ヶ月後に終了する。
 - (2) Presens & Naxys 製品：保証期間は、出荷日の12ヶ月後に終了する。
 - (3) ロイターストックス製品：保証期間は、(a) 初回の使用の12か月後または(2) 出荷日の18ヶ月後のうち、早く到来する方の日に終了する。
 - (4) 流量計、ガス濃度計 & 水分計：保証期間は、出荷日の18ヶ月後に終了する。ただし、次を除く。
 - (5) 湿度センサープローブ校正：保証期間は、プローブ校正の日の6ヶ月後に終了する。
- b) 本サービス：保証期間は、本サービスの履行日の90日後に終了する。ただし、次を除く。
 - (1) 研修サービス：保証期間は、研修が完了した日に終了する。

4. 本製品、本部品または本サービスが適用される保証期間内に上記保証に適合しておらず、かつ、買主がかかる不適合について発見から15日以内かつ保証期間の満了前に書面で売主に通知した場合、売主は、売主の選択により、瑕疵ある本サービスを再履

行するか、本製品または本部品の瑕疵ある部分を修理または交換する。売主による保証に基づく修理、交換または再履行は、適用される保証期間を延長または更新するものではない。売主の合理的な努力にもかかわらず、売主が不適合の本製品もしくは本部品を修理もしくは交換することができず、または不適合の本サービスを再履行することができない場合、売主は、当該不適合の本製品、本部品または本サービスについて買主が支払った金額相当額を返金するかクレジットで戻す。売主グループは、いかなる場合でも、保証期間の満了後に生じたか、発見された瑕疵について責任を負わない。

5. 瑕疵ある本製品および本部品について、売主が保証に基づく是正作業（買主の施設のシステム、工作物その他の部分の撤去および交換を含む。）を実施するために必要なアクセス、取外し、汚染除去、再設置ならびに売主への返送および買主への再送の費用は、買主の負担とする。売主グループの施設にて買主の機器に対して修理の本サービスを実施する場合、買主は、売主グループの施設との間の機器の輸送に責任を負い、常に所有権を有し、危険負担を負う。買主は、売主への輸送または買主への返送に当たっての輸入に関わる一切の通関手続き、費用および税について責任を負う。これらの条件のいずれかが充足されない場合、上記保証は効力を有しない。

6. 売主は、本製品、本部品または修理もしくは交換された物品につき、通常の損耗に対する保証を行わない。本条に定める保証および救済措置は、(a) 本製品または本部品が適切に保管、設置、使用、運転および保守されており、売主グループが提供した取扱説明書および設置マニュアル（それらの修正版を含む。）に従っていること、(b) 買主が保証期間中の運転および保守について正確かつ完全に記録しており売主がその記録を閲覧できること、ならびに (c) 修理または変更が売主が実施したものまたは売主が書面で承認したものに限られていること、のすべてが充足されることを条件とする。これらの条件のいずれかが充足されない場合、上記保証は効力を有しない。

7. 本付属契約に定める救済措置は、本製品、本部品または本サービスの不履行、瑕疵または不適合がいつ発生したかを問わず、原因または請求行為にかかわらず、かかる不履行、瑕疵または不適合に起因または関連して生じるすべての請求に対する唯一かつ排他的な救済を構成する。本付属契約および「ベーカー・ヒューズ・GEカンパニー 製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する一般取引条件」に定める保証は、唯一のものであり、書面、口頭、黙示または法定のものであるかを問わず、その他一切の保証および条件に代わるものである。商品適格性または特定目的適合性に係る黙示もしくは法定の保証または条件は、適用されない。

ベーカー・ヒューズ・GEカンパニー 製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する 一般取引条件に付帯する保証に関する付属契約書 – ベントリー・ネバダ

注意：この保証に関する付属契約（「本付属契約」）は、「ベーカー・ヒューズ・GEカンパニー 製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する一般取引条件」の付属契約として、買主と売主との間の本契約の一部を構成し、一般取引条件における定義語は、本付属契約においても同じ意味を有します。買主が追加的な条件または異なる条件を提案した場合でも、売主の権限を有する代表者が書面により明示的に承諾しない限り、それらは明示的に拒否され、売主に対して拘束力を有することはありません。本付属契約と、「ベーカー・ヒューズ・GEカンパニー 製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する一般取引条件」との間に齟齬があった場合は、本付属契約が優先します。

1. 売主が買主に本ソフトウェアを提供する場合、「ベーカー・ヒューズ・GE カンパニー 製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する一般取引条件」に定める保証は、本ソフトウェアの障害、瑕疵または不適合がいつ発生したかを問わず、原因または請求行為にかかわらず、かかる障害、瑕疵または不適合に起因または関連して生じるすべての請求に対する唯一かつ排他的な保証および救済を構成する。本付属契約において、本製品および本部品に言及する場合、本ソフトウェアは含まないものとする。
2. 本契約および本付属契約の条件に定める制限に従い、売主は買主に対し、(a) 本製品または本部品がその素材、製造および権原において、瑕疵なく引き渡され、(b) 本サービスが相互に合意された仕様に従い適切かつ誠実に履行されることを保証する。売主が書面にて明示的に別段の合意をする場合および売主の関連会社の本製品または本部品を提供する場合を除き、売主の製造によらない物品（付随的な材料および本サービスで使用する消耗品を含む。）については、その原製造者が提供する保証のみが付され、売主がそれらの物品の製造者に代わり保証を提供することはない。
3. 本契約に別段の定めがない限り、保証期間（「保証期間」）は、次のとおりとする。
 - a) 本製品および本部品：保証期間は、出荷日の 36 ヶ月後に終了する。
 - b) 本サービス：保証期間は、本サービスの履行日の 12 ヶ月後に終了する。ただし、
 1. 研修サービスについては、研修が完了した日に保証期間が終了し、
 2. ソフトウェアサービスについては、履行日の 90 日後に保証期間が終了し、
 3. 修理サービスについては、修理完了日の 90 日後に保証期間が終了する。
4. 本製品、本部品または本サービスが適用される保証期間内に上記保証に適合しておらず、かつ、買主がかかる不適合について発見から 15 日以内かつ保証期間の満了前に書面で売主に通知した場合、売主は、売主の選択により、瑕疵ある本サービスを再履行するか、本製品または本部品の瑕疵ある部分を修理または交換する。売主による保証に基づく修理、交換または再履行は、適用される保証期間を延長または更新するものではない。売主の合理的な努力にもかかわらず、売主が不適合の本製品もしくは本部品

を修理もしくは交換することができず、または不適合の本サービスを再履行することができない場合、売主は、当該不適合の本製品、本部品または本サービスについて買主が支払った金銭相当額を返金するかクレジットで戻す。売主グループは、いかなる場合でも、保証期間の満了後に生じたか、発見された瑕疵について責任を負わない。

5. 瑕疵ある本製品および本部品について、売主が保証に基づく是正作業（買主の施設のシステム、工作物その他の部分の撤去および交換を含む。）を実施するために必要なアクセス、取外し、汚染除去、再設置ならびに売主への返送および買主への再送の費用は、買主の負担とする。売主グループの施設にて買主の機器に対して修理の本サービスを実施する場合、買主は、売主グループの施設との間の機器の輸送に責任を負い、常に所有権を有し、危険負担を負う。買主は、売主への輸送または買主への返送に当たっての輸入に関わる一切の通関手続き、費用および税について責任を負う。これらの条件のいずれかが充足されない場合、上記保証は効力を有しない。

6. 売主は、本製品、本部品または修理もしくは交換された物品につき、通常の損耗に対する保証を行わない。本条に定める保証および救済措置は、(a) 本製品または本部品が適切に保管、設置、使用、運転および保守されており、売主グループが提供した取扱説明書および設置マニュアル（それらの修正版を含む。）に従っていること、(b) 買主が保証期間中の運転および保守について正確かつ完全に記録しており売主がその記録を閲覧できること、ならびに (c) 修理または変更が売主が実施したものまたは売主が書面で承認したものに限定されていること、のすべてが充足されることを条件とする。これらの条件のいずれかが充足されない場合、上記保証は効力を有しない。

7. 本付属契約に定める救済措置は、本製品、本部品または本サービスの不履行、瑕疵または不適合がいつ発生したかを問わず、原因または請求行為にかかわらず、かかる不履行、瑕疵または不適合に起因または関連して生じるすべての請求に対する唯一かつ排他的な救済を構成する。本付属契約および「ベーカー・ヒューズ・GE カンパニー 製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する一般取引条件」に定める保証は、唯一のものであり、書面、口頭、黙示または法定のものであるかを問わず、その他一切の保証および条件に代わるものである。商品適格性または特定目的適合性に係る黙示もしくは法定の保証または条件は、適用されない。

ベーカー・ヒューズ・GEカンパニー 製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する 一般取引条件に付帯する保証に関する付属契約書 – コントロール・ソリューションズ

注意：この保証に関する付属契約（「本付属契約」）は、「ベーカー・ヒューズ・GEカンパニー 製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する一般取引条件」の付属契約として、買主と売主との間の本契約の一部を構成し、一般取引条件における定義語は、本付属契約においても同じ意味を有します。買主が追加的な条件または異なる条件を提案した場合でも、売主の権限を有する代表者が書面により明示的に承諾しない限り、それらは明示的に拒否され、売主に対して拘束力を有することはありません。本付属契約と、「ベーカー・ヒューズ・GEカンパニー 製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する一般取引条件」との間に齟齬があった場合は、本付属契約が優先します。

1. 売主が買主に本ソフトウェアを提供する場合、「ベーカー・ヒューズ・GEカンパニー 製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する一般取引条件」に定める保証は、本ソフトウェアの障害、瑕疵または不適合がいつ発生したかを問わず、原因または請求行為にかかわらず、かかる障害、瑕疵または不適合に起因または関連して生じるすべての請求に対する唯一かつ排他的な保証および救済を構成する。本付属契約において、本製品および本部品に言及する場合、本ソフトウェアは含まないものとする。
2. 本契約および本付属契約の条件に定める制限に従い、売主は買主に対し、(a) 本製品または本部品がその素材、製造および権原において、瑕疵なく引き渡され、(b) 本サービスが相互に合意された仕様に従い適切かつ誠実に履行されることを保証する。売主が書面にて明示的に別段の合意をする場合および売主の関連会社の本製品または本部品を提供する場合を除き、売主の製造によらない物品（付随的な材料および本サービスで使用する消耗品を含む。）については、その原製造者が提供する保証のみが付され、売主がそれらの物品の製造者に代わる保証を提供することはない。
3. 本契約に別段の定めがない限り、保証期間（「保証期間」）は、次のとおりとする。
 - a) 本製品および本部品：保証期間は、(1) 初回の使用の 12 か月後または(2) 出荷日の 18 ヶ月後のうち、早く到来する方の日に終了する。
 - b) 一般のサービス（研修、ソフトウェアおよび部品修理の各サービスを除く）：保証期間は、履行日の 12 ヶ月後に終了する。
 - c) 研修サービス：保証期間は、研修が完了した日に終了する。
 - d) ソフトウェアサービス：保証期間は、履行日の 90 日後に終了する。
 - e) 部品修理サービス：保証期間は、出荷日の 24 ヶ月後に終了する。
4. 本製品、本部品または本サービスが適用される保証期間内に上記保証に適合しておらず、かつ、買主がかかる不適合について発見から 15 日以内かつ保証期間の満了前に書面で売主に通知した場合、売主は、売主の選択により、瑕疵ある本サービスを再履行するか、本製品または本部品の瑕疵ある部分を修理または交換する。売主による保証に基づく修理、交換または再履行は、適用される保証期間を延長または更新するものではない。売主の合理

的な努力にもかかわらず、売主が不適合の本製品もしくは本部品を修理もしくは交換することができず、または不適合の本サービスを再履行することができない場合、売主は、当該不適合の本製品、本部品または本サービスについて買主が支払った金銭相当額を返金するかクレジットで戻す。売主グループは、いかなる場合でも、保証期間の満了後に生じたか、発見された瑕疵について責任を負わない。

5. 瑕疵ある本製品および本部品について、売主が保証に基づく是正作業（買主の施設のシステム、工作物その他の部分の撤去および交換を含む。）を実施するために必要なアクセス、取外し、汚染除去、再設置ならびに売主への返送および買主への再送の費用は、買主の負担とする。売主グループの施設にて買主の機器に対して修理の本サービスを実施する場合、買主は、売主グループの施設との間の機器の輸送に責任を負い、常に所有権を有し、危険負担を負う。買主は、売主への輸出または買主への返送に当たっての輸入に関わる一切の通関手続き、費用および税について責任を負う。これらの条件のいずれかが充足されない場合、上記保証は効力を有しない。

6. 売主は、本製品、本部品または修理もしくは交換された物品につき、通常の損耗に対する保証を行わない。本条に定める保証および救済措置は、(a) 本製品または本部品が適切に保管、設置、使用、運転および保守されており、売主グループが提供した取扱説明書および設置マニュアル（それらの修正版を含む。）に従っていること、(b) 買主が保証期間中の運転および保守について正確かつ完全に記録しており売主がその記録を閲覧できること、ならびに (c) 修理または変更が売主が実施したものまたは売主が書面で承認したものに限定されていること、のすべてが充足されることを条件とする。これらの条件のいずれかが充足されない場合、上記保証は効力を有しない。

7. 本付属契約に定める救済措置は、本製品、本部品または本サービスの不履行、瑕疵または不適合がいつ発生したかを問わず、原因または請求行為にかかわらず、かかる不履行、瑕疵または不適合に起因または関連して生じるすべての請求に対する唯一かつ排他的な救済を構成する。本付属契約および「ベーカー・ヒューズ・GEカンパニー 製品、部品またはサービスの販売またはライセンスに関する一般取引条件」に定める保証は、唯一のものであり、書面、口頭、黙示または法定のものであるかを問わず、その他一切の保証および条件に代わるものである。商品適格性または特定目的適合性に係る黙示もしくは法定の保証または条件は、適用されない。